

一九六一年 武庫川河川工事の強制執行

平田 太雄

私は、十五年ほど前に宝塚の在日朝鮮人・申京煥さんの強制送還事件にかかわったが、彼は宝塚の伊予志（いそし）出身だった。伊予志には現在、公団住宅も建っているが以前は武庫川の河原であったところだ。その一角は、むかし「ヨンコバ」と呼ばれていたが、それは一九二〇年代におこなわれた武庫川改修工事の飯場跡である。武庫川の改修工事のために川の下流から上流にかけていくつかの飯場が設けられたが、ヨンコバはその四番目の飯場で、「第四工場」が語源であると言われている。

申京煥さんの事件当時、ヨンコバの古老などから話を聞く機会があった。それによると、ヨンコバはその飯場の責任者が朝鮮人であって、工事の時には日本人も働いていたが工事終了後、日本人は移つていったがその空いた家にまたが工事終了後、日本人は移つていったがその空いた家には、ツテをたどつて朝鮮人が住むようになつたという。今

でも四〇五十軒あるが、そのほとんどが朝鮮人であり、それも慶尚南道義城郡出身の人が多いという。ヨンコバの場合、武庫川の河原であつたといつても、東洋ベアリングの私有地であつた関係で、戦後、東洋ベアリングとヨンコバの住民との間で売買契約が成立しており、いまから述べる一九六一年の「強制立ちのき」とは別な形で現在に至つている。

武庫川の流域には今も数多くの朝鮮人が住んでいるが、それは武庫川の改修工事、阪神工業地帯、あるいは太平洋戦争下の軍需工場の労働者として勧らかされた歴史が作りだしたものであろう。

*

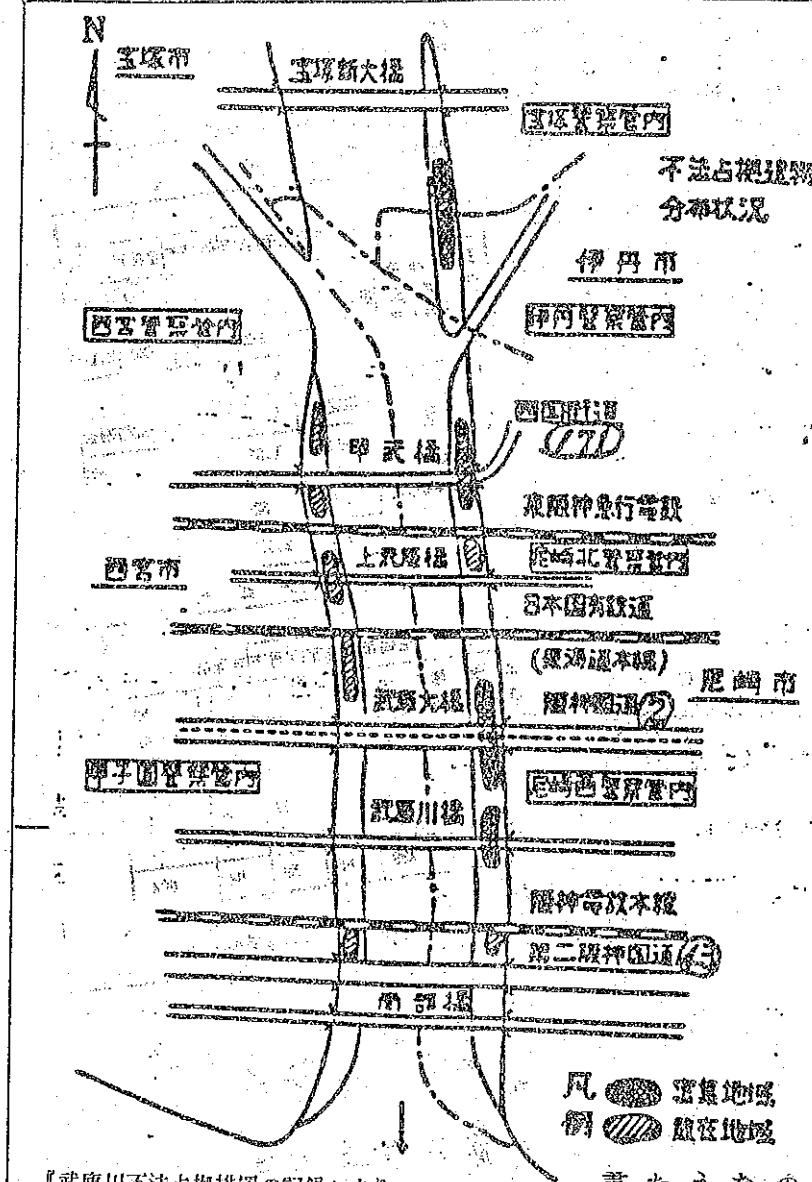
一九六一年といえば、「六〇年安保」の翌年である。当時、私はまだ小学生で、六〇年安保も「アンボはんたいジャムさんせい」とかいつて路地裏をねり歩いた「風物」として少し記憶しているくらいのものだ。一九六一年の武庫川のことを知らなくても無理はないが、電車でよく通る武庫川の河原に二千人以上の人人が住んでいて「立ちのき」させられたという

(2) $\text{K}_2\text{Cr}_2\text{O}_7$

1987.5.3)

ことは大変ショッキングなことであるが、つい最近まで」のことを知らなかつた。

備されており、サイクリングロード、公園、ゴルフ場、野球場などが連なっている。六一年当時、兵庫県河川課が強制立ちのきを行なつたが、河川課の発行による『武



『武庫川不法占拠措置の記録』上

戦後の武庫川は深刻な住宅難が起因して、その河川敷には、次第に雑然とした不法住宅を形づくり、河川本来の機能がそこなわれ大きな社会問題として、この除去を迫られていました。去る昭和三五年、十六号台風の来襲を契機に、一せいいに立ちのきをさせることに踏み切り、以来関係者の二ヵ年余にわたりたるみなみなならぬ労苦と、各方面の理解と協力によつて、この大きな仕事をなしとげ、往年の美し

「武庫川不法占拠措置の記録」はこの「措置」がいかに「スマート」に行なわれたかを誇るために出版されたよな本で、出版当時兵庫県知事であつた金井元彦はその「序」に次のように書いている。

庫川不法占拠措置の記録』（一九六二年三月、全文三六ページ）を見るによつて、その概要を知ることができる。また、同課は『昭和三六、実施／武庫川不法占拠関係』と題する新聞切抜き集も出しておる。それはB4・三八ページのもので、一九六一年五月から同年一二月までの各新聞の記事が收められている。

1987.5.31

支川開発1025(3)

統計表

単位	所 負 風 市				計
	尼崎市	西宮市	伊丹市	宝塚市	
建物棟数	413	98	161	142	812
世帯数	201	69	50	104	664
居住者人員	1,265	249	241	420	2,175

出身地別分類表

内 地 沖 韓 國 及 朝 鮮 人	人 人	仙岩郡	入 員	棟 數	出荷割合
		506	1,538	565	
朝鮮人	41	308	57	6.0	
韓國人	137	529	180	20.0	
計	624	2,175	812	100.0	

職業別分類表

内 地 沖 韓 國 及 朝 鮮 人	人 人	所 属 市	計				
		尼崎市	西宮市	伊丹市	宝塚市		
よ ひ 日 土 そ 無	せ い 屋 や 工 の 工 他 職	22 179 63 26 110 24	3 20 19 9 41 .5	0 0 15 5 33 6	0 0 32 11 34 21	25 199 134 42 218 66	
計		439	88	59	58	684	

『武庫川不法占拠措置の記録』より

武庫川河川敷の住民たち

武庫川は兵庫県篠山町を源としている兵庫県では有数の大河川で、いくつかの支流を合せて、宝塚市から大阪平野に入る。そのうち、西宮市と尼崎市の市境を流れて大阪湾にいたる。延長は六四キロ、流域は四五七平方キロある。

武庫川には二頁の地図のように下流より第二阪神国道、阪神電鉄、武庫川橋、国道二号線、国鉄東海道本線、阪急電車などの橋・鉄橋かかっているが、戦後、その橋の下などを中心に徐々にバラツクなどが建てられ、一九五八年には、尼崎、西宮から宝塚、伊丹まで約六百世帯、二千人をこえる人々の住む河原となつた。一九六一年当時の調査になると上の表のようになつてゐる。特徴的なことは、朝鮮人、沖縄人出身者の比率が高いこと、職業としてよせ屋、ひろい屋、日雇、主工という底辺労働に従事している人が多いことである。朝鮮人は、世帯数では二〇戸、人數では二四戸を占めている。よせ屋、ひろい屋は、それなりに広い作業場、ないしは物置き場を必要とするので、生活していくことを考えると移転がより困難であることがうかがえる。

一九六一年六月七日付の『神戸新聞』によると、これらの人々は、月収二万五千円以上が二二戸、二万五千円~一万円二八戸、一万円~五千円三五戸、五千円以下一五戸となつてゐる。この数字は県当局が発表したもので、「約八割の居住者は移る気さえあれば独自の力で立ちのきができるし行き先

づい四半世紀まえの強制立ちのきについて記憶にとどめておくことが必要であろうと思う。
以下、「武庫川不法占拠措置の記録」などによつて強制立ちのきの歴史について述べてみたいと思う。

のメドがたつはず」と立ちのきの根拠のひとつにしているものだが、低所得であることにちがいない。またそこに住む人々の年齢層は、六〇歳以上の老人が二一四人（一〇戸）、一九歳までのものが九〇五人（四二戸）となつており、半数を越えている。生活保護家庭は百余世帯あつたと記録されている。

行政当局は、これらの「不法占拠」に対して制限するための様々な手段を講じる。一九五八年一二月には県知事名で「立ちのき勧告」を出している。それは無視されるが、当局自身も「居住者の生活実態からみて極めて困難な問題で、客観情勢に変化を見ない限り、強制除去にふみ切ることは不可能な状態であつた」ことを認めている。

このような中で一九六〇年八月、台風が襲い、河川敷の住宅のうち三戸（六九名）が流された。河川敷の住民は家財を櫛の上に運び避難するなどたいへんであったが、代執行当時兵庫県知事であつた阪本勝は、河川敷の住民のことではなく流域住民あるいは阪神工業地帯の防災上のことと考えて、「この重大事態に対し緊急部長会にはかり、事はもはや猶予できないとして、次の出水期までに一斉除去するとの、最高方針を決定、県の総力をあげて、あらゆる障害を克服して実施する決意を固めた」という。

「除去命令」から「除去戒告」へ

行政当局は、一世帯あたり五万円の移転資金を準備して、まず自主立ちのきを指導することとし「この支給を条件に自立的な立ちのき指導を繰返し行いながら併せて代執行の手続きを進める。（応じない者に対するは、移転資金を支給しない）この資金は表向きには貸付金という」と決定した。代執行の法的な問題については、河川法（無許可工作物の築造）および河川附近地制限令（無許可建物）違反行為に対する行なうという方針をたて、日程を次のように決めた。

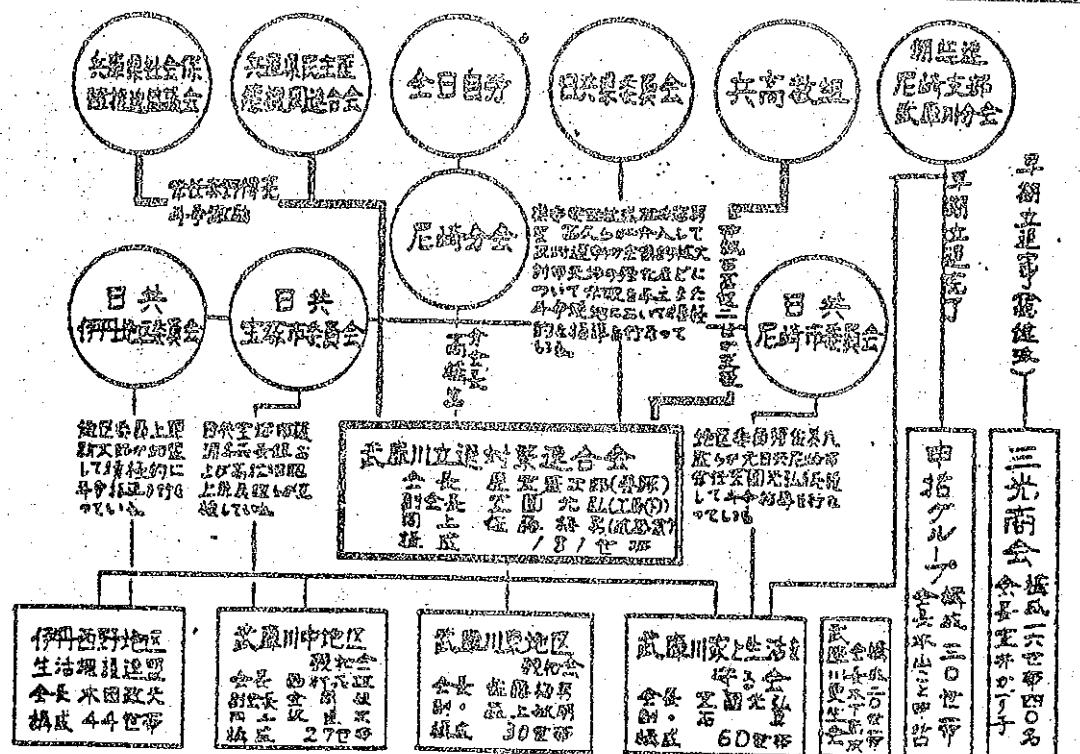
発令年月日	期限	期間
除去命令 四・一五	六・一〇	四五日
除去戒告 六・一一	七・一〇	三〇日
除去代執行 七・一四	七・二八／八・一	一五日

また、「新聞、ラジオ等の協力を得てPRに努め、世論の支持を得ることに努める」ともしている。
方針決定後、当局はすぐに実態調査を開始したが、その結果の一部が前頁の表である。調査は、各建物にナンバーープレートを打つた上、本籍、職業、家族の状況、収入等を調べたのである。

また反対運動を抑えつけるために、反対している人々の

1987.5.31

文(付)通(信)102号(5)



『武庫川不法占拠措置の記録』より

「背後関係」についても詳しく調査したらしく、「武庫川不法占拠措置の記録」には上段の表のような支援団体等の一覧表が掲載されている。

一九六一年四月二五日より除去命令を各戸に交付することになる。それに受領印が必要なのであるが、「拒否するものもあり、写真を撮影して後日の証拠とした」という。当局の「自主退去」の方針にもかかわらず五月末までに退去したのは今回、代執行の対象となつた六八四世帯のうちの内わずか三四世帯であった。

しかし当局の六月一〇日を期限とする「除去命令」は住民の側にも動搖を与える、六月一〇日までに計六四世帯が退去了した。『武庫川不法占拠措置の記録』には、次の段階の「除去戒告」に移る時期のことについて次のように記している。

当局の強い態度に対し、住民側もグループを組織して、命令書の返却や、土地、住宅の供与など、強い陳情が行なわれ、予想されたように反対運動もかなり激しく前途多難と思わせるものがあつたが、六月一〇日付の期限付命令書の内容に、かなりの動搖の色もみられたので、この時期において貸付金等の立ちのき条件を示すことを定め、さきに決定した一世帯当たり平均五万円のうち、まず三万五千円を貸し付けることとした。五月一一日西宮土木出張所に、グループの代表を各別に招き、貸付金額を示し県の不動の方針を説明して、自主的に移転するよ

1984年5月31日

う説得に努めた。各代表とも、民主的な解決策をないことを強く非難したが、とにかく不満であるが貸付金の出ることは伝える。立ちのきの意志のあるものに対しても、圧力でこれを阻止するようなことはしないという言明を聞くことができた。（略）しかしこれは大勢としては、グループの交渉および外部団体の圧力によって、貸付金の増額等を期待してか、まだ目立った影響を見るに至らなかつた。

当局の住民に対する分断策が手にとるようわかる文章である。

除去命令の期限である六月十日がすぎて、こんどは七月一〇日を期限とする「除去戒告」が出される。この「戒告」のとき同時に、「一世帯（三人家族）三万五千円の貸付金のほかに、新しく六月三〇日までに移転を終つたものには奨励金一万五千円を出すことになつた」と発表した（『神戸新聞』、六月二一日）。これらのめざぶりにより「自主退去」者は少しずつ増加し、六月十日（六三世帯）、六月二〇日（二二八世帯）、六月三十日（三一八世帯）となつた。

この戒告書の交付するにつても「一部の抵抗はあつたが、適切な警備によつて、無事、六月十四日予定どおり完了した」という。

また、一方で先の「新聞、ラジオ等の協力を得てPRに

努め、世論の支持を得ることに努める」という方針と関係するのだろうが、だれそれが引つ越しの手伝いをしたとか、あるいは、前頁の表に「早期立退完了（穏健派）」とある三光商会の会長でもある保護司の室井一子が自分の工場——土地が公有地で後にそのためのトラブルが起つたが——を移動先として提供しようと申し出たこと等が美談として報道されている。また、六月一九日の『朝日新聞』には、すでに立ちのいた住民から西宮土木出張所に届いた「こんどの立ちのきは私の人生に再起の決意を与えてくれました。（略）この度はみなさんのおかげで、やつと一人歩きできる希望に燃えています」という手紙が報道されたりしている。

またこの時期には、右の「美談」とは違うが、暁光会（よせ屋のグループ）のバラード神父が子供たちを宝塚動物園に遠足に連れていくこと、アリの街（東京）のゼノー神父が西宮市にカンパを届けたり河原で運動会をしたことも伝えられている。

＊

七月一〇日の「戒告」期限を前にして七月一日、住民代表と副知事との初めての会見が行なわれるが、それも『武庫川不法占拠措置の記録』によれば「これまでの陳情や、抗議についてもすべて土木出張所と河川課でこれを受け、どんなに迫られても、知事の方針が不動であることを理由に、知事に対する面会の強要をしりぞけてきたのであるが、これ以上知事面接を拒んではむしろ硬化することも考えられたので、七月一日グループ代表者と副知事の面接を行なつた」という当

(1987.5.31)



「住居を与えよ」とナベ、カマなど所持凶具を持ち込みをはじめた武庫川原の立ちのきの住民代表ら

IV 「代執行命令書」の交付

七月一〇日には「戒告」の期限が切れ、最終的な手段である代執行の準備が整えられることになる。七月一四日付で「代執行命令書」が作成され、一七日には宝塚市、伊丹市の上流部分の一三一世帯に対し、「警官警備のもとに」交付が行なわれた。一八日は尼崎市で交付の予定であったが、「現地の情報は極めて険悪で、強行する場合流血の惨事も予想されたので、交付は一応延期することにした」。一九日には、命令書をすでに渡された住民が県庁に出向き、返上することも行なわれた。

そして七月二〇日は次のような様子だった。

早朝五時半、七班編成の職員四〇名は、警官警備のもとに六時頃より交付を開始した。尼崎市内、国道武庫大橋下流には外部支援団体十一本の赤旗が立ち並び、川原には天幕をはつてこれらのたまりとしていたが、ドラム缶などを叩いて住民を集合させ、強力に交付阻止の行動に出たので、抵抗を避けながら差し置き送達の方法で交付し、その状況を写真に収めて後日の証拠とした。

警察官によって県庁内から排除された。排除された後には県庁前の空地にテントをはつて、座りこみが更に続けられた。

七月七日には住民が兵庫県庁に抗議に訪れ、阪本知事との会見を要求して、知事室前に座りこみ、その内二〇人は泊りこんだ。二日後の七月九日（日曜日）には数が更に増え約一五〇人が炊事用具を持ちこんで座りこんだ（右の写真）。これに対し県知事より退去命令が出され、出動した

結局、尼崎市においては八六世帯に交付しなければならぬにもかかわらず、六六世帯についてのみ右のような方法で交付が行なわれた。そして「残りの二〇世帯は、交付不可能となりそのまま引揚げるにやむなきに至った。（略）協議の

結果執行当日交付することに決定した」というからメチャな話である。

決められた。

二〇日以降も抗議が続けられるが、二三日には当局から

二八日の代執行について「最終通告」がなされる。そして

一方で、二四日には検察、警察、県の秘密の打合せが開か

れ、二五日および二六日には県と公安部長検事、担当検事、

西宮、尼崎、伊丹の各支部長検事、県警警部部長、担当警

部が代執行の法的側面とくに「相手方が明白な反対の意思

表示を行なった場合でも、代執行ができるかどうか」等について協議された。結論は「(県は)このたびの代執行はどうしてもやらなければならない。この執行が違法かどうか

かは、後日問題となつた場合の判断にまかせるとの強い意向を表明した。これに對して検察庁側も大阪高検と早急打合せを行なうということとて一日間にわたる討議は打ち切られた」ということである。

「代執行命令書」も満足に渡せないと異常な状態のもとで兵庫県当局としても代執行を予定どおり行なうかどうか迷つた。二七日になつて県警本部長の意見を聞くと、「延期するかどうかは県の都合であるが、警備態勢の関係は予定どおりの方がいいと思う。今回の措置のような場合多少再考の要素が生じたとしても、今日ならやり得たことある」ということであった。そして、同日——つまり代執行の前日——午後四時すぎに、予定どおり二八日の決行が

七月二八日の代執行

このように大規模な代執行は、當時全国的にも初めてのことであつたらしいが、それだけ県当局は周到な計画を立てた。

七月一〇日段階で「自主退去者」は四〇一世帯となつたが、この段階で残りの世帯、すなわち代執行の対象となるのが二八三世帯ある。当局は七月二八日の代執行の時点でも二〇〇世帯ほどが残ると考え、支援団体の状況(五ヶの表参照)も考え、一

実施にあたつての人員の配置、資材の手配、仮収容所の設置、警察の警備等を考え、会議を重ねて、代執行を二回に分けて実施することにした。第一回は治水上最も危険な地域で建物も密集し、かつ抵抗の本拠と目される国道武庫大橋付近とする決定した。時期については七月二八日から八月一一日まで十五日間の巾をもたせ、分割の件については極秘とした。この二つの決定は支援団体の行動を考慮に入れたことと、予想される地域グループの応援隊を各地区に釘づけにして、抵抗を排除して第一回の代執行に成功、残る伊丹、宝塚地区の解決策を見出そうとする意図によるものであつた。

一と、「武庫川不法占拠措置の記録」に驚くほど詳しく述べている。

七月二八日当日、次頁の「代執行編成表」のように県当局

1987.5.31

文X(17)通102号(9)

一代執行編成表

本部長	(執行責任者) 金光土木建築部長
副部長	矢野河川課長、岩井土木建築總務課長、辻下企西部參事
指揮班	中山輔佐(河川課) 本部付
	山根主事(河川課) 秋月輔佐(河川課) 松村補佐(總務課)
	藤田主事(西宮土木) 加茂係長(總務課) 平尾係長(總務課)
	大垣主査(姫路土木) 大塚主査(總務課) 井上主事(參事室)
庶務班	工藤課長(西宮土木) 外10・土木工手7 8ミリ撮影係 小谷主事(河川課) 外3
	辻裕係 山本主事(西宮土木出張所) 外6
医務班	大賀事務長(県立西宮病院) 外2・医師4・看護婦12・人夫10・救急車2
	作業隊長 小松所長(西宮土木出張所) 頭領長井上課長(〃) 通訳(朝鮮語)1
第1班	箕岡課長(西宮土木出張所) 外8・人夫30・トック2
第2班	黒田技師(西宮土木出張所) 外8・人夫30・トック2
第3班	長谷川技師(西宮土木出張所) 外8・人夫30・トック2
第4班	永井(啓) 技師(西宮土木出張所) 外8・人夫30・トック2
第5班	大橋技師(西宮土木出張所) 外8・人夫30・トック2
第6班	石坂技師(西宮土木出張所) 外8・人夫30・トック2
第7班	佐野技師(西宮土木出張所) 外8・人夫30・トック2
第8班	菅木技師(西宮土木出張所) 外8・人夫30・トック2
子細班	柄本技師(西宮土木出張所) 外4・人夫20・トック3
その他	県庁級課課長5
総計	県職員147名・人夫265名・トック19台・無線車1台・乗用車その他7台・救急車2台・消防車2台

『武庫川不法占拠措置の記録』より

は、県職員一四七名、人夫二六五名、計四一二名を動員した。警察は、国道と堤防上の交通整理のための四〇名の警官のほかに、関係各署、本部、機動隊、計五五〇名を動員した。この人員によつて七月二八日代執行される住民側は六二戸（五三世帯）であつた。

『神戸新聞』（七月二八日、夕刊）によると、代執行の様子が次のように書かれている。

「娘達を守ると、公認医の地位で
連携しまる」と難波のアーティクルが叫
ぶ。永井の本音は、中年の難波が
婦人が三歳の大女をあわせ、「娘
すつめりな」「子供に病気をわ
ず簡かしく待つててくれ」懇親を注
き居た。白衣ヘルメットは頭髪を組
んだ状態、しばし立つていた。
○・多治屋は鶴鳴、魔術の手堅い
川原の魔術師らがヘルメットが
ひきつけ置き立った。バラック一

は人夫、白旗を降した。前敵から得
換してた西原と支援團体員からか
山原の口に落したのが、
「だいぶかわい上がった」。
「しあわせの歌」「がんばる」
「民族独立運動」「一生がひき
こいへる」。

○一年前七時半ちょうど川原に組まれた物見のヤグラから岸辺が鳴り響いた。堤防をトラックでア列のが近づいた。色とりどりのヘルメットの群れが堤防の裏面ごとに駆けめぐる。青色は駆除員、黄

故其子曰：「吾父之子，其名何也？」

「いや、どうも、お詫びの言葉が、少し、心地悪く、人の心を傷つける、やうな気がする。」
星をさしたじた。「人の心が、少し、心地悪くなる、やうな気がする。
かはなかつた。「因るるもの、な
國で見る、その、いしょに思
ひや」とさげて、人へなほは
中で、三三三を、見る者めだ
〇一中前八時四十五分から田

軍事的中心に位置する。従つて、敵の手に取られ、足を取られる事無く、外へ逃げ出せる。同時に、十日間以内に、七年間間違つたところを失う。人の数は皆立派で、われ等が見ただけの金城路三郎が、何處かで「どうぞおまわるな」と同じことを言つてゐる。時半どんから自分でテクノ技を、金子と申すやうに始めさせていた。

封じこに立ち入り禁止の看板が張り
がされた。家の奥の中の看守が男が殺
び出して棒を振り上げた。もみ合
い、手綱がかかった。堤防へひき
ずり上げられる。あとに残った男
の子が「おとうちゃん」と泣く。
取りこわしが始った。第一場は
なつた夫連寺さんの奥さんの声が
響く。マド割りの手を持って「こと
わすなら私を殺してからにして下
さい」と玄関前に立正坐。風呪
風呪誦するかたわら作業員が取
りうつをひく。風呪ひなづ

卷之三

病気の老婆は医師が立ち会って
れだした。付近一帯に駆けつ
てきたらしく、奥がいたところ。
生産力だちは、おじいちゃんを
に連れてした。しかし、いまま
は連れてこないでいた。
○一度の連絡がはじかす。
すされた反対団体はヤングラ
バーンの運営を行なっていた。
経済の弱みとする組織的抵抗
感、一時財閥にのみみられる
一方で、この力を抜けた人

少しうきがほほんだ。相手は、
ヒカルの聲だらけで、然る數秒間物
が成る種のタジ。ここで、
並んで、住民クループの幹
「自分の事にすわる人でござ
な」と叫ぶ混亂の中でカマキリを
出してミシカキをつける人が現
だ。「ぬしを食う頭へん」仲間
「取らねはしづらう待て
す。ナラ張のばさせでござ
應付する者いヘルム・ト付
しました。タヌミの上だすわ
んが落葉細かな、目の不

卷之三

1987.5.31

(10) み(げ)書102号

この日の代執行にあつたつて四名が逮捕されているが、同『神戸新聞』の記事では、――

現場では四人が公務執行妨害、傷害などでつかまつた。午前七時二十五分ごろ、無職石原昇こと石昇（二五）が長さ一・七㍍の棒を振り回し、阻止しようとした尼崎西署警備課黒田達朗巡查（二五）に暴行、捕まつた。同

七時四十五分ご

ろ、土工安川こ

と梁徳俊（三六）

（一）が取りこわしにかかるうとし

た宝塚市鹿塩二

ノ五、竹中組作

業員松浦月慶さ

ん（三四）にま

き割りを振るつ

ておどりかかり

左手、左足など

に三日間の傷を

負わせ、止めに

はいつた尼崎北

署巡查にもなぐ

りかかり傷害、

公務執行妨害で

つかまつた。ま

た、同八時三十五分ごろ、無職金林朝子（二二）は立ち入り禁止のナワ張りをしようとした西宮市塩瀬、木島組作業員長岡繁さん（三六）と尼崎西署田上俊一、山口俊弘両巡查にふん尿をバケツでおかけ公務執行妨害でつかまつた。さらに午後零時ごろ自宅からツルハシを持ち出しふりまわして県職員をおどかした土工森本八郎こと姜二植（三四）が公務執行妨害でつかまつた

――と、逮捕の様子を伝えている。石昇は、五頁の表の「武庫川家と生活を守る会」の副会長として名があがつている人物である。五三戸のなかで朝鮮人世帯が何世帯であるのかわからないが、粪尿を投げて捕まつた金林朝子も朝鮮人だとするとこの日の代執行で逮捕された四名はすべて朝鮮人ということになる。

『武庫川不法占拠措置の記録』ではこの日の代執行について、勝利した「戦記」を書くように書かれており、それは例えば、「……それぞれに説得を繰り返すのみで、険惡な状態となり、警官隊の警告がなされたがこれも無視されるによよび、警備隊の積極的援護のもとに、ピケ隊を突破して各作業班は一せいに部落内に進入し、まず執行令書未交付世帯に対し令書を交付するとともに、す早く縄張りをして取り壊しはじめた」という具合である。

『記録』では、「警察当局の協力」を感謝をこめて書いているが、後日談として「延期しなくてよかつたと思ひ知らされる日が、一二、三日後早くもやつてきた。それは尼崎の西隣の大坂西成の釜ヶ崎で暴動事件が起つたことである。（略）

1987.5.31

もしもこの代執行が延期のため、この事件後に行なつていったならば、いかなる事態となつたかは誰が予測したであろう」という記述もある。

おわりに

このようにして七月二十八日の代執行が終つたが、作意的に「分割」したため、まだ伊丹と宝塚に一四七世帯が残つていた。兵庫県当局は「この地区の対策の適否が、この仕事の成否を左右するものと見て、第一次代執行と立ちのきあつせん等の、タイミングなどにつき、とくに苦心した」とある。これらの住民に対しても懐柔策もとりつつ、「必ず立ちのくこと」

を条件に代執行の期限を九月一〇日まで延期することを認めた。このような方法は「絶えず緊張感を与える努力させ、誠意があるとみれば実情に即して、猶予するという考え方によるもので、武庫川対策を通じて体得

した方策であつた」という。移転用地として伊丹市は西野芝小松原の三千坪（松林、雜木林）、宝塚市は安倉字西田川の一部埋立も伴う九百坪を用意した。

「立ちのき先」問題は本当に大変な問題であるが、県も「武庫川の不法集落は、この地域社会のがんとして附近住民が相いれず（略）、移転先のあつせん等にも、絶えずこの問題がつきまとい、この対策執行を困難ならしめたのである」という形で地域社会の排外性を指摘している。

代執行によって立ちのきされた尼崎市の住民の移転先も、地域住民の反対にあうこともあり難航するが、ようやく一〇月中旬に中食満市有地の元伝染病舎空地に仮設住宅に移り、「最終的」に一九六三年三月に仮設住宅が撤去され「武庫川不法占拠措置」が完了したといわれている。

在日朝鮮人の歴史を地方史に即しても明らかにしていかなければならないと言われている。兵庫県下の歴史について「兵庫朝鮮関係研究会」が研究を進めており、また宝塚でも日本人と朝鮮人のグループが在日朝鮮人の歴史を記録する作業を続けている。つい二五年前の武庫川の河川敷立ちのきのこともよくわからないというが多いが、私たちも兵庫の在日朝鮮人の歴史の空白を埋める作業をしていきたいと思う。

（付記）兵庫県河川課の『武庫川不法占拠措置の録』および『昭和三六、実施／武庫川不法占拠関係（新聞切抜き）』のコピーを必要な方はむくげの会まで連絡下さい。

お詫びでお送りします。